**マム介護事業部　D-3**

**介護予防サービス利用（地域包括支援センター）までの流れ{ｈ1}**

**１．相談**

介護予防サービス利用に対してのご相談をお受けいたします。地域包括支援センターの職員にご相談ください。

※原則、要介護度未認定の方、要支援1～2の認定を受けている方又は事業対象者が対象となります。要介護1～要介護5の方は居宅介護支援事業所へ引き続きます。

**２．新規申請**

要介護認定を受けておられない場合は新規申請のお手伝いをさせて頂きます。

※介護保険証・かかりつけ医師による主治医意見書等が必要になります。

**３．要介護度認定**

介護認定審査会により要介護度が認定されます。申請から認定までに一月程かかります。場合により暫定でサービス利用を進めていきます。

※要介護認定が出ましたら居宅介護支援事業所へ引き続きます。

**３b．自立認定**

**３a．要支援認定**

**３c．基本チェックリスト実施**

２５項目のチェックリストにご回答して頂き、事業対象者か非該当の判断を行います。

※非該当の方は一般介護予防事業を紹介致します。

**４．面談（アセスメント）・契約**

地域包括支援センター担当者がご自宅に伺い、重要事項の説明をさせていただき、説明内容に同意されましたら、ご利用の契約を交わしていただきます。

合わせてアセスメントを実施し、ご状況やご意向の確認をさせて頂きます。その内容を介護予防ケアプランに反映していきます。

**５．介護予防ケアプラン作成**

アセスメントに基づいた介護予防ケアプランを作成致します。介護予防ケアプランに沿って、必要な介護サービスの調整を図ります。

**６．サービス担当者会議**

ご本人、ご家族を含め、介護予防ケアプランに挙げた介護サービス事業所とサービス担当者会議をご自宅等で行います。※各事業所と利用契約を交わす事になります。

**７．介護サービス提供**

各介護サービス事業所のサービス提供が開始されます。

※以後、三月に一度ご自宅へ訪問しモニタリング（状況等の確認）を実施致します。

※この流れは状況により変更する事がございます。また緊急の場合には状況に応じて対応いたします。

※ご利用についてご不明な点があれば、事業所の職員までお問い合せください。